第 8 回　JEAC4111 適用課題検討タスク　議事録

1.　**日　時**　2023 年 5 月 10 日（水）10 時 00 分～11 時 40 分

2.　**場　所**　Web 会議

3.　**出席者**　（順不同，敬称略）

出 席 委 員：　中條主査(中央大学)，三浦副主査(中部電力)，宇奈手(三菱重工業)，
奥平(日立 GE ﾆｭｰｸﾘｱ･ｴﾅｼﾞｰ)，工藤(東芝ｴﾈﾙｷﾞｰｼｽﾃﾑｽﾞ)，鈴木直(中部電力)，
田中(関西電力)，西田(東京電力 HD)，奈良(北海道電力)，
秋吉(原子力安全推進協会)，首藤(元電源開発)，鈴木哲(中電ｼｰﾃｨｰｱｲ)，
須田(ﾃｸﾉﾌｧ)　(計 13 名)

代 理 委 員：　なし　(計 0 名)

欠 席 委 員：　なし　(計 0 名)

常時参加者：　なし　(計 0 名)

説　明　者：　なし　(計 0 名)

オブザーバ：　高田(原子力規制庁)，井田(中国電力)　(計 2 名)

事　務　局：　葛西 ，田邊(日本電気協会)　(計 2 名)

4.　**配付資料**

資料 No.8(1)-1	原子力規格委員会 品質保証分科会 JEAC4111 適用課題検討タスク委員名簿
資料 No.8(1)-2	原子力規格委員会　品質保証分科会　JEAC4111 適用課題検討タスク委員出欠，参加手段
資料 No.8(2)	第 7 回 JEAC4111 適用課題検討タスク 議事録（案）
資料 No.8(3)- 1	NRA から示された課題に対する考え方についての JEAC4111 適用課題検討タスク（第 6 回以降）での意見と対応
資料 No.8(3)-2	JEAC4111 適用課題検討タスクの活動報告 （案）
資料 No.8(3)-3	NRA から示された課題（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方（最終報告）（案）
資料 No.8(3)-参考 1	JEAC4111 適用課題検討タスクの活動報告（案）
資料 No.8(3)-参考 1(別紙)	JEAC4111-2021 新旧比較表
資料 No.8(3)-参考 2	三連比較表 品質保証分科会 JEAC4111 適用課題検討タスクの活動報告（中間報告版-最終報告前意見募集版-最終版）
資料 No.8(4)-1	運営規約細則抜粋（意見及び異議申し立ての審議・承認の細則）
資料 No.8(4)-2	NRA から示された課題（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方（最終報告・概要版）（案）

資料 No.8(4)-参考 1	NRA から示された課題（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方（最終報告・概要版）（案）
資料 No.8(4)-参考 2	原子力安全のためのマネジメントシステム規程（JEAC4111）に係る日本電気協会との面談（令和 4 年 6 月 8 日（水））

5. 議　事

事務局より，本タスクにて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないこと及び Web 会議での注意事項を確認の後，主査の挨拶があり，その後議事が進められた。

(1) 代理出席者，オブザーバの承認，定足数確認，配布資料確認等

事務局より，現時点で出席委員は 13 名であり，タスクグループ規約第 9 条（決議）第 1 項に基づき，決議に必要な委員総数の 3 分の 2 以上の定足数（8 名以上）を満たしていることが事務局より報告され確認された。次に，事務局より，オブザーバ 2 名の紹介の後，タスクグループ規約第 7 条（タスクグループの開催）第 3 項に基づき，主査の承認を得た。配布資料について確認した。

(2) 前回議事録の確認について

事務局より，資料 No.8(2)に基づき，前回議事録の紹介があり，正式議事録にすることについてタスクグループ規約第 9 条（決議）に基づき決議の結果，特にコメントはなく，5 分の 4 以上の賛成で承認された。

・ 原子力規制庁より，資料 No.8(2)の 7 頁の今後のタスクの進め方について議論したところがあったが，フォーマルな形でということはどういう意味なのか。

→ 積極的なという意味であるが，その様に修文する。

(3) 「NRA から示された課題，（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方（最終報告）（案）」についての意見とそれに基づく改定に関する審議

中條主査より，資料 No.8(3)シリーズに基づき，「NRA から示された課題，（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方（最終報告）（案）」についての意見に基づく改定について説明があった。

審議の結果，資料 No.8(3)-1 から資料 No.8(3)-3 について，今回の意見を反映し，品質保証分科会に上程するかについて決議の結果，承認された。

主なご意見・コメントは下記の通り。

・ 原子力規制庁だが，今までの議論で GSR-Part2 についてコメントしていたが，資料に反映して頂きありがたく思う一方で，品管規則は GSR-Part2 だけではなく，NRC の検査制度

や，色々なエッセンスを取り入れて作っているので，GSR-Part2 だけ書いてあると誤解を与えかねない，品管規則はそういった趣旨で作ってあるということが伝わった方が良い。

→ そうすると「GSR-Part2，NRC 検査制度及び検査実績などが反映された品管規則を満たすよう，具体化を図り」にすることでどうか。

・ それで良いと考える。GSR-Part2 と整合するというよりは，品管規則と整合するという方が良いと思った。

・ 資料 No.8(3)-1 の No.10 で，原子力規制庁から 3 つ意見を頂いているが，3 つ目の所で今後のことが書いてあり「規則改定の際は」とあるが，品管規則を改定するという誤解がされると思うがそういう意図なのか。

→ 原子力規制庁だが，確かにこう書いてしまうと品管規則を改定する様に見えてしまうので，ここの意図としては JEAC4111 の方針に関する感想なので，規則ではなく規格とか書いた方が良いかもしれない。

・ 「規則改定」は「規格改定」に修文する。

・ 資料 No.8(3)-2 の，活動報告の履歴が書いてあるところの，例えば 2023 年 3 月 29 日で，・「 NRA から示された課題（ 2022 年 6 月 8 日）に対する考え方（最終報告）（案）」の改訂に関する審議とあるが，ドラフト段階で最終とはなっていないので，改定管理をしている訳ではないので，改定ではなく修正で良いと思う。

→ 拝承。

・ 資料 No.8(3)-1 から資料 No.8(3)-3 について，今回の意見を反映し修正した上で，品質保証分科会に上げるということで決議を取りたいと考える。

○ 特に異論がなかったので，資料 No.8(3)-1 から資料 No.8(3)-3 について，今回の意見を反映し修正した上で，品質保証分科会に上げることについて，タスクグループ規約第 9 条（決議）に基づき，Web の挙手機能にて決議の結果，5 分の 4 以上の賛成で承認された。

(4) 原子力規格委員会への報告，意見及び異議申し立ての審議・承認

中條主査及び事務局より，資料 No.8(4)シリーズに基づき，原子力規格委員会への報告，意見及び異議申し立ての審議・承認について説明があった。

審議の結果，資料 No.8(4)-2 について，今回の意見を反映し，品質保証分科会に上程するかについて決議の結果，承認された。

主なご意見・コメントは下記の通り。

・ 資料 No.8(4)-2 の資料で，「原子力規制庁が示した課題を示す」という所に，原子力規制庁からの文章の URL にたどり着けるように，脚注に URL を入れたらどうかと思う。

→ 注記を入れて，URL を書く。

・ これは，専門外の人も見ると思うので，専門外の人が見た時に，例えばリスクに基づく考

え方とかは，あまり知らない人が多いので，一般の人が見て視点で再度確認してみたい。
→ その様な視点で資料をレビューするのは必要と考える。
・ 本編の引用で，注記で書いたところは，注記が良いのか，脚注が良いのか迷いがあるが，あまり奇麗ではないと感じる。
→ 脚注というのは難しいかもしれないが，一番下に入れれば良いのかもしれない。
・ 論文の脚注みたいな形で入れると良いかもしれない。
・ 原子力規格委員会のホームページに載せる時には，資料 No.8(4)-2 をベタで掲載するのか。
→ イメージとしてはそのように考えているが，事務局はどうか。
→ 事務局だが，その様なイメージである。
・ ベタで掲載するのであれば注意書きで良いかと思った。脚注にしてしまうと見ない人が多くなると思う。
・ 原子力規制庁に伺うが，とりあえずこんな形でホームページに載せるということでどうか。
→ 原子力規制庁だが，それで良いと考える。
・ 事務局だが，原子力規制委員会と原子力規制庁は厳密には同じではないことを鑑みて，公開する時も原子力規制委員会（NRA）ということで宜しいか。
→ 原子力規制庁だが，面談録に書いてある内容で良いと思うので，原子力規制庁ということでお願いしたいと思うが再確認する。
・ クレジットは，原子力規格委員会と品質保証分科会とあるが，読みようによっては，原子力規格委員会の中の品質保証分科会の文章であると読めなくもないのかと思う。併記の書き方はお作法的にこれで良いのか。
→ なかなか難しいが，このように書く併記ということになると思う。
・ 事務局だが，クレジットはこのままで良いと思っている。
・ 資料 No.8(4)-2 について，本日の意見を反映し，品質保証分科会に上げることについて決議を取りたいと思う。

○ 特に異論がなかったので，資料 No.8(4)-2 について，今回の意見を反映し修正した上で，品質保証分科会に上げることについて，タスクグループ規約第 9 条（決議）に基づき，決議の結果，5 分の 4 以上の賛成で承認された。

(5) その他

・ JEAC4111 適用課題検討タスクはしばらく残すが，次回開催は未定である。

以　上